平成26年7月31日
子ども・子育て会議（第17回）、
基準検討部会（第21回）合同会議
提出資料（資料4－1、4－2）

資 料 4

「子育て支援員（仮称）」について

「子育て支援員（仮称）」について

○ 子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園だけでなく小規模保育等の地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手が必要となってくる。「子育て支援員（仮称）」制度とは、これらの分野での支援の担い手となっていただけるよう、必要な研修を提供し人材を養成することを目的としたものであり、省令等において各種事業に配置されることとなっている職員に対して研修を提供し、当該職員の質の向上を目的としたものである。

（※） 省令で定める職員の配置基準等に、あらたに「子育て支援員（仮称）」が加わるというものではない。

○ 「子育て支援員（仮称）」は、『「日本再興戦略」改訂2014』（平成24年6月24日閣議決定）において明記されている。

○ 「育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう」と明記されているが、これは、育児経験豊かな主婦に対象を限定する趣旨ではないため、あらゆる地域の人材に参画していただけるような仕組みとする。

『「日本再興戦略」改訂2014』（平成24年6月24日閣議決定）（抄）

i）女性の活躍推進

（育児・家事支援環境の拡充）

③子育て支援員（仮称）の創設

小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員（仮称）」として認定する仕組みを、子ども・子育て支援新制度の施行に併せて創設する。その際、「子育て支援員（仮称）」が、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みも併せて検討する。

「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」について

1. 目　的

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行される予定となっており、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となることから、これらの事業が拡大され、事業に従事する人材の確保が必要となる。また、社会的養護の充実については、より家庭的な養育環境の整備を推進することとしている。

このため、これらの分野に従事していただくために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定し、これらの分野で活躍して頂くことを目的とした子育て支援員（仮称）制度を創設することから、子育て支援員（仮称）が認定を受けるために受講しなければならない研修のカリキュラム・時間等について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2. 構　成

（1）本検討会に次の専門研修ワーキングチームを置く。
- ・専門研修ワーキングチーム（放課後児童）
- ・専門研修ワーキングチーム（社会的養護）
- ・専門研修ワーキングチーム（地域保育）
- ・専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）

（2）本検討会及び各専門研修ワーキングチームの構成員は次頁のとおりとする。
（3）検討会等にそれぞれ座長を置く。

3. 検討事項

（1）「子育て支援員（仮称）研修」の具体的な内容（研修カリキュラム・時間の検討）
（2）その他子育て支援員（仮称）の制度化に向けて専門的検討を要する事項

「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」について

専門研修ワーキングチーム（放課後児童）構成員

池本　美香
株式会社日本総合研究所主任研究員
尾木　まり
有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
柏女　霊峰
淑徳大学総合福祉学部教授
野中　賢治
鎌倉女子大学非常勤講師
堀内　智子
静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
松村　祥子
放送大学名誉教授
依田　秀任
仁愛大学非常勤講師
（五十音順、敬称略）

専門研修ワーキングチーム（社会的養護）構成員

小木曽　宏
社会福祉法人房総双葉学園
児童養護施設房総双葉学園施設長
坂本　雅子
NPO法人　SOS子どもの村JPANA副理事長
佐野多恵子
NPO法人　静岡市里親家庭支援センター次長
新保　幸男
神奈川県立保健福祉大学健康福祉学部社会福祉学科教授
芹沢　出
社会福祉法人　宏量福祉会母子生活支援施設野菊荘施設長
藥師寺順子
大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
山本　朝美
社会福祉法人小鳩会　小鳩乳児院　施設長
湯澤　直美
立教大学コミュニティ福祉学部教授
（五十音順、敬称略）

専門研修ワーキングチーム（地域保育）構成員

伊藤　誠二
船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長
大方　美香
大阪総合保育大学学部長
尾木　まり
有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
佐藤　千里
一般財団法人女性労働協会専務理事
矢藤　誠慈郎
岡崎女子大学子ども教育学部教授
（五十音順、敬称略）

専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）構成員

奥山　千鶴子
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
田中　博章
横浜市こども青少年局子育て支援部長
堤　　和子
松戸市子ども部子育て支援課子ども子育て政策室室長補佐
橋本　真紀
関西学院大学教育学部准教授
村上　千幸
日本子ども・子育て支援センター連絡協議会事務局長
渡辺　顕一郎
日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科教授
（五十音順、敬称略）

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会構成員

伊藤　誠二	船橋市健康福祉局子育て支援部保育課長
尾木　まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
古閑　祐樹	NPO法人あい・ぽーとステーション人材養成事業推進室長
汐見　稔幸	白梅学園大学学長
新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
堤　　和子	松戸市子ども部子育て支援課子ども子育て政策室室長補佐
橋本　真紀	関西学院大学教育学部准教授
堀内　智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
松村　祥子	放送大学名誉教授
藥師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
矢藤誠慈郎	岡崎女子大学子ども教育学部教授

（五十音順、敬称略）

「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

※第16回子ども・子育て会議（平成26年6月30日）資料4－2

子育てが一段落した専業主婦等

子育て支援員（仮称）研修

研修など

更に意欲のある方は、
保育士、家庭的保育者
放課後児童支援員に！

「子育て支援員（仮称）」

- 小規模保育 — 保育従事者
- 家庭的保育 — 家庭的保育補助者
- 一時預かり — 保育従事者
- 事業所内保育（※） — 保育従事者
- ファミリー・サポート・センター — 提供会員
- 放課後児童クラブ — 補助員
- 利用者支援事業 — 専任職員
- 地域子育て支援拠点 — 専任職員
- 乳児院 児童養護施設 — 補助的職員
- 障害児支援 — 指導員

（※）定員19名以下のものに限る。

子ども・子育て支援新制度による子育て支援の場の広がり

○ 子ども･子育て支援新制度により、すべての小学校就学前の子どもを対象とする保育や子育て支援の場が広がる。

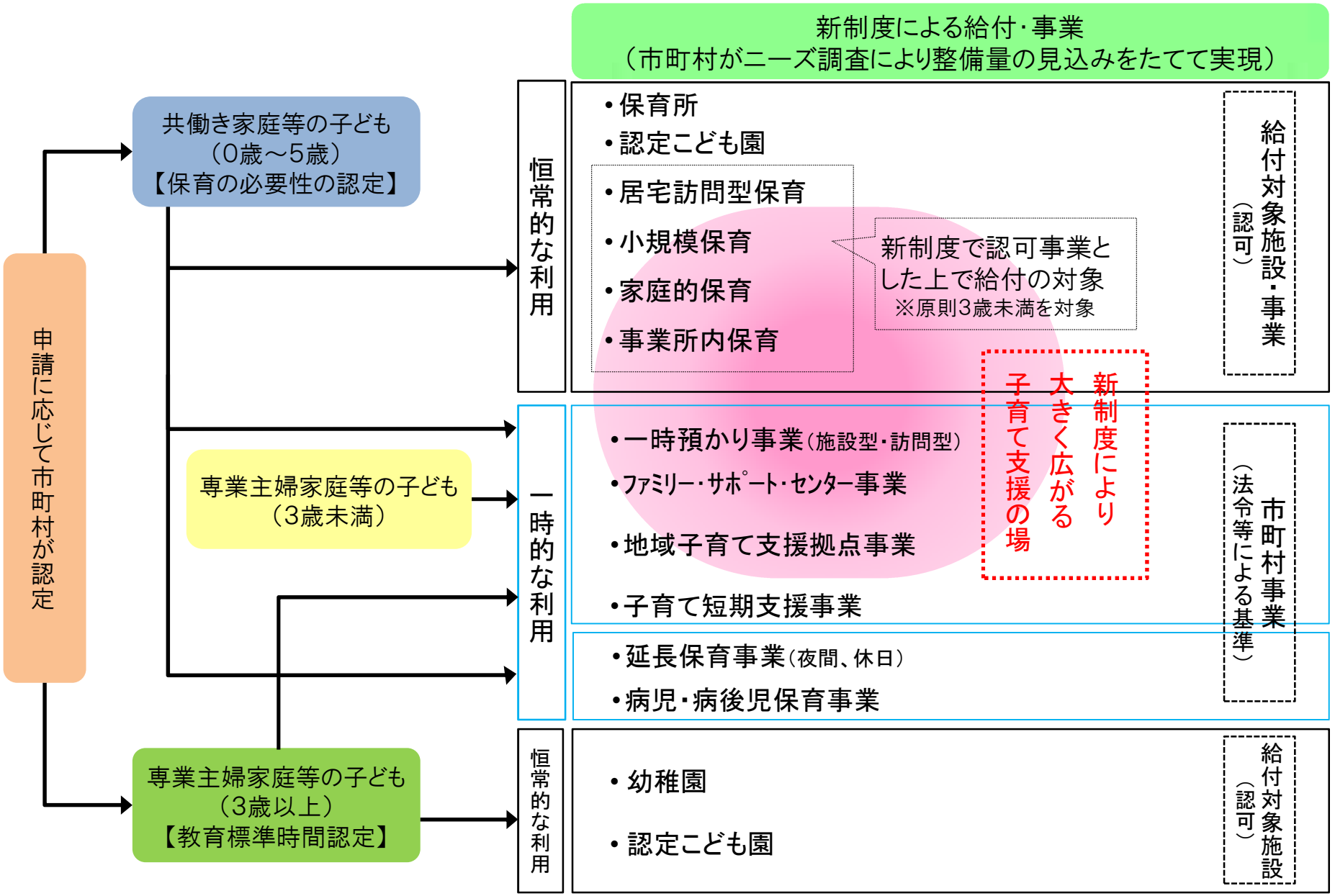

「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

趣旨

○　子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、**人材の確保が必要**となる。

○　このため、育児経験豊かな**主婦等を主な対象**とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を**「子育て支援員（仮称）」として認定**する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

○　「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる**全国共通の研修課程**として、都道府県又は市町村等が実施。

- ➢　様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
- ➢　主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。

○　研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

- ➢　認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。

＋

○　更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。

○　具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
・家庭的保育者・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

「子育て支援員（仮称）」の創設について（研修体系イメージ）

研修体系のイメージ

※具体的な研修時間・カリキュラムは、**今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する。**

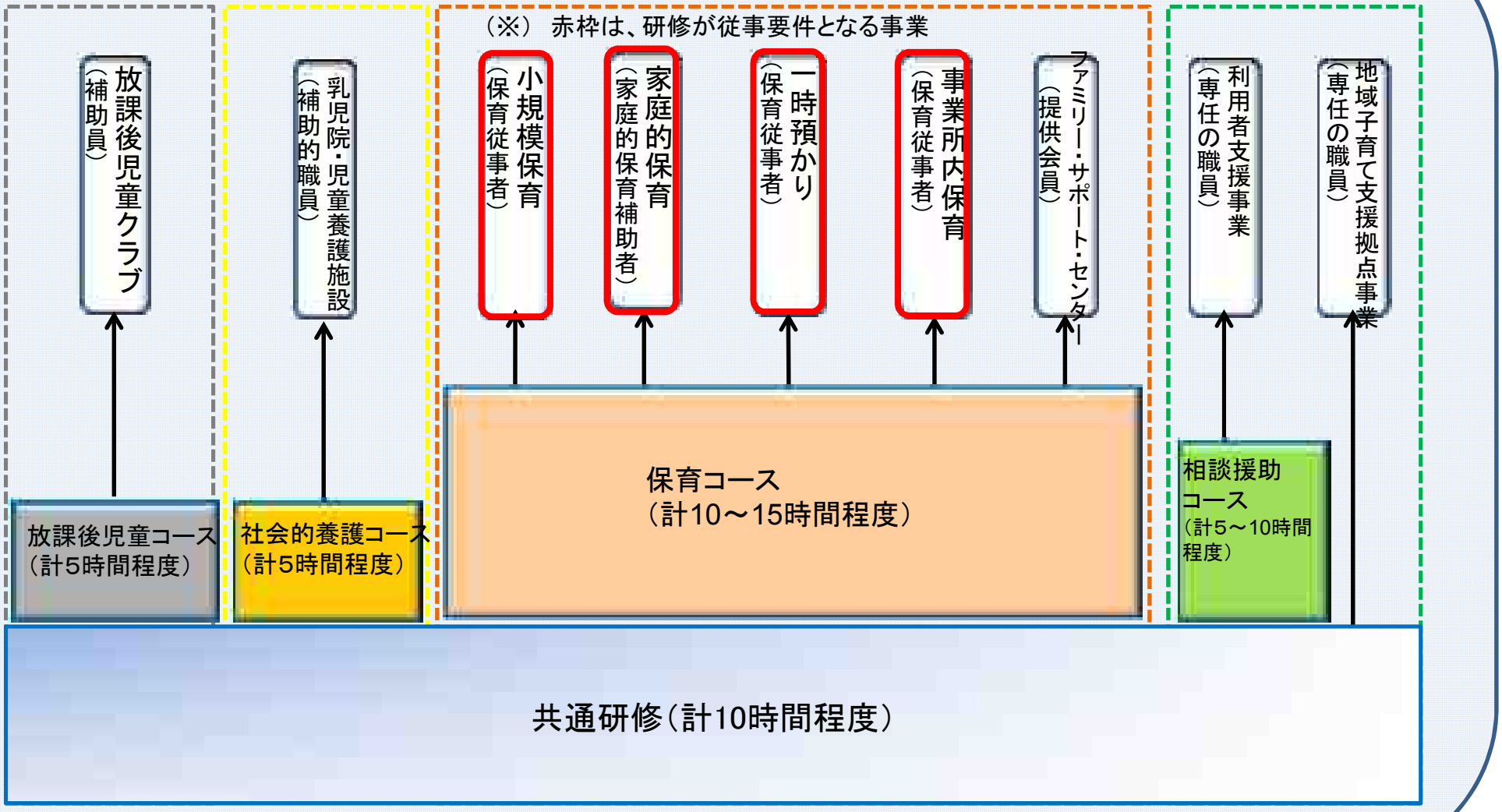

※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない（障害児支援の指導員等）。